

トラック・バス・タクシー事業者の方へ 自動車輸送統計調査ご協力のお願い



自動車輸送統計調査とは

自動車輸送統計調査は、自動車による貨物や人の輸送量を明らかにし、我が国の経済政策や交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的として、昭和35年4月より毎月、国土交通省が実施している統計調査です。

トラック・バス・タクシー事業者の皆様におかれましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。



調査内容の保護について

ご回答いただいた内容については、統計法に基づき保護され、国土交通省が責任を持って管理しますので、秘密が漏れることはありません。また、本統計調査以外の目的に利用することは制限されており、取締や徴税のために使用されることはありません。



調査結果について

自動車輸送統計は、特に重要な統計として、統計法に基づく基幹統計(※)に指定されており、調査結果は、「自動車輸送統計月報・年報」等の報告書にまとめられ、経済政策や交通政策を策定するための基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領及び調査の詳細等については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/.html>) にてご覧いただけます。

※基幹統計

統計法により、行政機関が作成する特に重要な統計として位置付けられており、他には、国勢統計や国民経済計算等があります。基幹統計を作成するための調査(基幹統計調査)は、特に重要な統計調査であり、正確な統計を作成する必要があることを踏まえ、調査対象に対し報告する義務などの特別の規定が定められています。また、これに違反した場合には50万円以下の罰金の罰則が定められています。



調査方法について

調査方法は業態により異なりますので、それぞれ以下のページをご覧ください。

- トラック事業者の方 → 2ページへ
- バス事業者の方 → 3ページへ
- タクシー事業者の方 → 4ページへ

お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 交通統計室

03-5253-8111 内線 28-733



トラック事業者の方へ

調査をお願いする対象

事業所（営業所）単位

調査をお願いする頻度

保有車両数200両以上の事業所 毎月調査をお願いします

保有車両数200両未満の事業所 数ヶ月に1度調査をお願いします

各事業所平均的にご協力いただくように、対象を選定します

【!】保有車両数100両以上200両未満の事業所も、県内の事業所数などによっては、毎月調査をお願いする場合があります

調査票

1回の調査で、**事業所票**と**自動車票**の2種類の調査票に記入いただきます

事業所票（水色の調査票） 事業所全体の輸送量を記入いただきます

◆調査期間 1ヶ月間

◆調査項目 ・車種ごと（普通車、小型車、特種用途車、軽自動車）の保有車両数と輸送量
（保有車両数、延実在日車、延実働日車、走行距離、実車距離、輸送トン数）
・品目別輸送トン数

自動車票（白色の調査票） 保有する自動車の輸送量を記入いただきます

1回の調査で**各車種2両**（最多で8両）の自動車の調査をお願いします

◆調査期間 7日間（対象月のうち調査票に記載されている期間）

◆調査項目 調査期間中の走行距離、休車日数
個々の輸送の積込地・取卸地、走行距離、品目、重量、回数 等

調査票の配布、回収

調査票は、調査をお願いする事業所あてに、調査開始の4～5日前を目途に、国土交通省名入り封筒で送付します。

ご記入いただいた調査票は、調査期間終了後15日以内に、同封の返信用封筒にて国土交通省にご返送ください。（料金受取人払なので切手は必要ありません）



バス事業者の方へ

バス事業者の方には、2種類の調査をお願いします。

全数バス調査

調査をお願いする対象

事業の種類（乗合、貸切、特定）及び
事業所（営業所）の所在地を管轄する運輸支局単位

調査をお願いする頻度

全ての事業者の方に毎月調査をお願いします

調査票

管轄区域における全事業所の輸送量の合計を記入いただきます
事業の種類（乗合、貸切、特定）毎に、それぞれ別の調査票に記入いただきます（※）

◆調査期間 1ヶ月間

◆調査項目 保有車両数と輸送量（輸送人員、延実在日車、延実働日車、総走行キロ、
実車キロ、空車キロ、延運行回数、月末実在車両数 等）

※届いている調査票と異なる種類の事業（乗合、貸切、特定）を行っている場合は、別途、
調査票を送付しますので、1ページのお問い合わせ先までご連絡ください

※事業を一部廃止する場合及び事業所の統廃合や名称変更の場合につきましても、1ページ
のお問い合わせ先までご連絡ください

標本調査

調査をお願いする対象

自動車（1両）単位

調査をお願いする頻度

全国で毎月約300両の自動車に対し調査をお願いします

【!】県内の車両数などによっては、事業者の方が保有する自動車の何れかに対し、毎月
調査をお願いする場合があります（対象とする自動車は毎月異なります）

調査票

対象とする自動車の輸送量を記入いただきます

◆調査期間 3日間（対象月のうち調査票に記載されている期間）

◆調査項目 調査期間中の走行距離、休車日数

・乗合の場合

運行系統距離、延輸送人員、運行回数、1人平均乗車キロ 等

・貸切又は特定の場合

個々の輸送の乗車地・降車地、走行距離、輸送人員、回数 等

調査票の配布、回収

調査票は、調査をお願いする事業所（標本調査については、対象とする自動車の車検証に記載され
た使用者の方）あてに、調査開始の4～5日前を目途に、国土交通省名入り封筒で送付します。

ご記入いただいた調査票は、調査期間終了後15日以内に、同封の返信用封筒にて国土交通省にご
返送ください。（料金受取人払なので切手は必要ありません）



タクシー事業者の方へ

調査をお願いする対象

自動車（1両）単位

調査をお願いする頻度

全国で毎月約600両の自動車に対し調査をお願いします

【!】 県内の車両数などによっては、事業者の方が保有する自動車の何れかに対し、毎月調査をお願いする場合があります（対象とする自動車は毎月異なります）

調査票

対象とする自動車の輸送量を記入いただきます

◆調査期間 3日間（対象月のうち調査票に記載されている期間）

◆調査項目 調査期間中の走行距離、休車日数

個々の輸送の乗車地・降車地、走行距離、輸送人員、回数 等

調査票の配布、回収

調査票は、対象とする自動車の車検証に記載された使用者の方あてに、調査開始の4～5日前を目途に、国土交通省名入り封筒で送付します。

ご記入いただいた調査票は、調査期間終了後15日以内に、同封の返信用封筒にて国土交通省にご返送ください。（料金受取人払なので切手は必要ありません）

参 考

自動車輸送統計調査規則（抄）

（昭和三十五年四月一日運輸省令第十五号）

最終改正：平成二二年八月二〇日国土交通省令第四四号

（調査の目的）

第二条 調査は、自動車による貨物及び人の輸送の実態を明らかにすることを目的とする。

（調査の対象）

第四条 調査は、貨物自動車又は旅客自動車のうちから国土交通大臣が調査の期間を定めて選定するものについて行う。

（報告）

第七条 前条の規定による調査票の配布を受けた者は、これに所定の事項を記入し、第四条の調査の期間満了後十五日以内に、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

統計法（抄）

（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）

第二章 公的統計の作成

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事

項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者